

令和7年度埼玉移住広告・SNS プロモーション業務
企画提案競技実施要領

1 委託業務名

令和7年度埼玉移住広告・SNS プロモーション業務

2 委託業務内容

「住むなら埼玉」移住ポータルサイトへの誘導を促す Web ターゲティング広告及び県公式移住 SNS を活用したプロモーションの企画、調整、広報、運営等

3 期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日

4 予算額

上限 3,905,000 円

＊本業務の契約締結に係る上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む)であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 参加資格

次の(1)～(9)の全てを満たす事業者とする。

- (1)法人格を有すること。
- (2)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者ではないこと。
- (3)埼玉県財務規則(昭和 39 年埼玉県規則第 18 号)第 91 条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (4)企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号)に基づく入札参加停止措置を受けている者ではないこと。
- (5)企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号)に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと。
- (6)民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続き開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7)法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者ではないこと。

- (8)物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(令和 7・8 年度名簿)(令和6年7月 19 日埼玉県告示第 833 号)に基づく令和 7 年度・8 年度の物品等競争入札参加資格者名簿に、登録業種区分が「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務」のA、B又はC等級として掲載された者のうち営業品目(小分類)に「広告代理業務」を含む者かつ、令和2年4月1日以後に、国や地方公共団体、民間企業等と、Web 広告業務及び SNS プロモーション業務の契約履行実績を有する者であって、かつ、その契約金額の合計が本業務と同等以上であること。
- (9)提案仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本企画提案競技に参加できること。

6 スケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和7年	4 月	21 日 (月)		要領の公開(HPの公開)
令和7年	4 月	21 日 (月)		質問の受付開始
令和7年	4 月	24 日 (木)		オンライン説明会参加申込期限
令和7年	4 月	25 日 (金)		オンライン説明会
令和7年	4 月	28 日 (月)	17 時まで	質問の受付期限
令和7年	4 月	30 日 (水)		質問への回答(HPに掲載)
令和7年	5 月	7 日 (水)	17 時まで	参加申請書の提出期限
令和7年	5 月	14 日 (水)	17 時まで	企画提案書等の提出期限
令和7年	5 月	中旬～下旬		第 1 次審査(書面審査)
令和7年	6 月	初旬		第 2 次審査(プレゼンテーション審査)
令和7年	6 月	中旬～下旬		委託先候補者決定、契約締結

7 質問の受付と回答

(1)質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

ア 質問方法

「令和7年度埼玉移住広告・SNS プロモーション業務に係る企画提案競技に関する質問書」(様式第 1 号)に記入の上、下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。
(送信先)a2760-01@pref.saitama.lg.jp

イ 質問受付期間

令和7年 4 月 21 日(月) ～ 4 月 28 日(月) 17 時

(2)質問への回答

入札参加資格者全員に共通な質問に対する回答は、次のとおり掲示して行う。

ア 回答日時

令和7年 4 月 30 日(水)

イ 掲示場所

埼玉県ホームページ

8 企画提案競技参加表明

本企画提案競技に参加を希望する法人(以下「参加希望者」という。)は、以下に基づき、予め参加表明を行うものとする。

(1)参加表明(参加申請書の提出)

「令和7年度埼玉移住広告・SNS プロモーション業務に係る企画提案競技参加申請書」(様式第2号)1部を提出すること。

(2)提出期間

令和7年4月21日(月)～5月7日(水)17時

(3)提出方法

電子メールで、下記電子メールアドレスに送信するものとする。

(提出先)a2760-01@pref.saitama.lg.jp

＊必ずメールの到着確認の電話をすること。

9 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は以下に基づき行うものとする。

(1)提出期間

令和7年4月21日(月)～5月14日(水)17時

(2)提出先

「15 問合せ先・各種書類等の提出先」のとおり

(3)提出書類

別添「令和7年度埼玉移住広告・SNS プロモーション業務仕様書(公募用)」を参照の上、実施要領「11 企画提案書等」に示す書類を提出すること。

(4)提出方法

電子データ(PDF・1ファイル)

＊電子メールで、下記電子メールアドレスに送信するものとする。

(提出先)a2760-01@pref.saitama.lg.jp

＊必ずメールの到着確認の電話をすること。

(5)その他

ア 企画提案書等の提出については1提案者につき1提案に限る。(複数提案は不可)

イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 参加申請に係る全ての費用(企画提案書の作成などに要する費用等)は参加希望者の負担とする。

10 企画提案書等

提出する書類は以下のとおりとする。

ア 企画提案書

様式は任意とするが、レイアウトは横が望ましい。企画提案書は以下の構成とすること。

(ア)表紙

- ・ 表題(令和7年度埼玉移住広告・SNS プロモーション業務企画提案書)
- ・ 応募者の住所、代表者氏名、連絡担当者氏名、電話番号、電子メールアドレス

(イ)目次

(ウ)提案内容等

- ・ 基本方針
- ・ 各業務で設定する KPI
- ・ 具体的な企画案(Web ターゲティング広告)
 - ＊広告の媒体、配信方法、表示場所、期間、ターゲティングを明示すること。
 - ＊インプレッション数及びクリック数のシミュレーションを記載すること。
 - ＊広告バナーのサンプルを 1 案提示すること。
- ・ (誘導先:<https://sumunara-saitama.pref.saitama.lg.jp/>)
- ・ 具体的な企画案(移住 SNS プロモーション)
 - ＊投稿数、クリック数、エンゲージメント数増加のシミュレーションを記載すること。
- ・ 追加提案取組
- ・ 各業務に係るスケジュール
- ・ 業務実施体制
- ・ 自社の PR できる事項、過去の実績
- ・ その他必要と思われる事項

イ 見積書

経費を積算した内訳書を添付すること。

＊宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要。

＊Web ターゲティング広告、移住 SNS プロモーション、追加提案取組の経費は明確に区分すること。

ウ 法人の概要が分かるもの(既存のパンフレット等)

エ 実施要領の「5 参加資格」を満たしている旨の誓約書(様式第 3 号)

オ 類似業務実績調書(様式第 4 号)

「5 参加資格」の(8)令和2年4月1日以後に、国や地方公共団体、民間企業等と、本事業と同等規模以上の広告・プロモーション業務の契約履行実績を有することが確認できる書類(契約書や業務完了報告書等の写し)を添付すること。

11 審査・選定

(1)県は本業務に関する業務委託契約先候補者選定委員会により、企画提案の内容や業務実施能力などを総合的に審査する。

(2)委託先候補者選定にあたっては、第 1 次審査(書面審査)及び第 2 次審査(プレゼンテーション審査)を実施し、第 1 次審査の審査結果に基づいて、第 2 次審査の対象者を決定する。ただし、提案書の提出者が 5 者以内の場合は、第 1 次審査は実施しない。

- (3)審査の結果、総合点が最も高い者を委託先候補者とする。
- (4)総合点が同じ者が 2 者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、委託先候補者を決定する。
- (5)審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

12 審査日程

(1)第 1 次審査(書面審査)

令和7年 5 月中旬～下旬に実施する。提出された企画提案書について書面審査を実施し、第2次審査に参加できる者を選定する。審査結果は全ての参加者に通知する。ただし、提案書の提出者が 5 者以内の場合は実施しない。

(2)第 2 次審査(プレゼンテーション審査)

令和7年 6 月初旬に実施する。オンライン開催(Teams)で、参加者による提案内容の説明は 15 分程度、質疑応答は 10 分程度として実施することを予定している。なお、追加資料の配付は認めない。審査時間等については対象者に別途通知する。

13 契約の相手方の決定方法

(1)県は、委託先候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該委託先候補者から改めて見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

(2)委託先候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「5 参加資格」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と改めて協議を行う。

(3)企画提案の選定後、提案者と協議のうえ企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(4)契約を締結する場合においては、契約金額の 100 分の 1 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。

イ 本県の競争入札参加資格を有する場合で、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を令和 5 年 4 月 1 日以後に 2 回以上全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたとき。

(5)本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)による締結を予定する(受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する)。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者には利用に係る費用負担は生じない。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

電子契約の利用について承諾がない場合は、紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

14 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの
- エ 指定する提出期限を越えて提出したもの
- オ 「10 企画提案書等」に示す提出書類がないもの
- カ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

緊急時等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用は埼玉県に請求することはできない。

15 問合せ先・各種書類等の提出先

埼玉県 企画財政部地域政策課 地域振興担当

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1(本庁舎 2 階南西側)

電話：048-830-2768

電子メール：a2760-01@pref.saitama.lg.jp